

Our地域おこし協力隊活動促進事業委託公募要項

1 趣旨

地域おこし協力隊は、「地方回帰」の象徴的存在であるとともに、自治体の委嘱を受け、地域文化の継承、観光情報の発信、地域資源の活用などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である。また、本県では徳島県への移住を希望される方に「会計年度任用職員」として、県政関連業務に従事しながら仕事の不安なく、本県で活躍いただく「地方創生推進員」制度を設けている。

本県で活躍する地域おこし協力隊と地方創生推進員（以下、「協力隊等」という）が任期後も地域の担い手として継続的に活躍できるよう、協力隊等と自治体職員双方へのきめ細やかな支援とともに、協力隊等と地域おこし協力隊OB・OG（以下、「OB・OG」という）同士の交流や協業を創出することにより定住率の向上を図る。

2 業務概要

(1) 業務名

Our地域おこし協力隊活動促進事業

(2) 業務実施形態

委託事業

(3) 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(5) 見積限度額

本業務の見積限度額は6,360,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
なお、上記金額は予算額の上限であって契約額ではないので留意すること。

3 委託契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

4 応募資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者

(3) 事務所や支店等が徳島県内に所在する企業等である者

(4) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

5 資格審査の申請の方法

4の(2)に係る資格審査を希望する者は、一般競争入札参加資格申請書（この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して6の(2)に示す提出期限までに管財課調度担当まで持参し、登録申請を行うこと。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応じること。）なお、資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

6 応募方法の手続き等

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書の提出

① 提出書類（1部提出）

参加申込書（様式第2号）

② 提出期限

令和6年3月27日（水）午後4時まで（必着）

③ 提出方法

電子メール、ファクシミリ等により提出すること。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(2) 企画提案書の提出

① 提出書類（各正本1部、副本3部提出）

ア 企画提案書（様式第3号）

イ 事業実施体制（様式第4号）

ウ 事業実施スケジュール（様式第5号）

エ 収支計画（様式第6号）

オ その他の添付資料

・法人登記簿謄本（法人格を有しない場合は、これに類するもの）

・定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は、これに類するもの）

・直近の決算書又はこれに類する書類（設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書）

・企業等の概要が分かる資料（パンフレット等）

② 提出期限

令和6年4月10日（水）午後4時まで（必着）

③提出方法

持参又は郵便若しくは宅配便により提出すること。郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

(3) 提出先及び問合せ先

①令和6年3月31日まで

徳島県 政策創造部 地方創生局 とくしまぐらし応援課 移住交流担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電子メール tokushimagurashioenka@pref.tokushima.jp
電話 088-621-2701
ファクシミリ 088-621-2829

②令和6年4月1日以降

徳島県 生活環境部労働雇用政策課 移住交流室
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

※令和6年4月1日以降の新たな電子メール、電話、ファクシミリは参加申込者に原則電子メールにより送付する

7 プロポーザルの応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となり、県からその旨を通知する。

- ① 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ② 応募資格の要件を満たしていない場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 見積金額が見積限度額以上であった場合
- ⑤ 本公募要項に違反すると認められる場合
- ⑥ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- ⑦ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

- ① 応募は1参加者につき1件とする。
- ② 応募書類の提出後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- ③ 提出された企画提案書等の書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- ④ 書類の作成は、A4縦版（片面印刷）横書きとし、11ポイント以上で作成すること。
なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ⑤ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ⑥ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ⑦ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。

8 応募書類等に係る質疑

(1) 質問の受付期限

令和6年3月27日(水)午後4時まで(必着)

(2) 質問の提出

質問は、質疑書(様式第1号)により行うものとし、電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

回答は質問者及び参加申込者に原則電子メールにより送付する。

9 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、6の(2)に示す提出期限までに、参加辞退届(様式第7号)を提出すること。辞退の届出は、電子メール、ファクシミリ等により提出し、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

10 審査方法等

(1) 応募書類の評価(採点)は、提出された企画提案書等について、別に設置する業者選定委員会が行う。

業者選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(2) 応募書類の評価(採点)は、企画提案書による書面審査を基本とする。ただし、詳細な提案内容の説明等が必要と判断した場合は、提案者によるプレゼンテーションを求める場合がある。

(3) 選考基準

下記の評価基準に基づき、業者選定委員会により、企画提案書の評価・採点し、1位となった参加者を受託候補者に選定する。

提案内容	業務理解度	業務の目的、趣旨を十分に踏まえた内容であるか。
	企画・技術力	業務の流れや構成等について、十分な知識・知見のもと、具体的な計画となっているか。
業務遂行能力	業務実施体制	業務を円滑に遂行できる実施体制及び必要な連携体制が確保できているか。
	スケジュール	業務遂行が可能なスケジュールとなっているか。
	実績	提案内容を裏付ける類似実績等があるか。
予算の妥当性	予算内での効果的かつ効率的な提案がなされており、提案内容と整合性が図られているか。	

(4) 結果の通知

審査結果は、審査を受けた応募者の全てに対し、文書により通知するとともに、結果を県のホームページにて公表する。ただし、審査の経緯については公表しない。

- (5) 審査の結果、適切な事業者がない場合は、委託事業者なしとした上で再募集を行う。
- (6) 提案者が1者であった場合は、その提案内容を業者選定委員会において評価した上で、採否を決定する。

11 日 程

令和6年3月21日(木)	募集開始
令和6年3月27日(水)	質疑書の提出締切り
令和6年3月27日(水)	参加申込書の提出締切り
令和6年4月10日(水)	企画提案書の提出締切り
令和6年4月中旬	選定結果通知、契約締結

12 契約の締結

- (1) 最も適切な企画提案書等を提出した者を、契約予定者として当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。
- (4) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い
成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。
また、成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書等の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。
- (5) 本要項に関して徳島県から受領した全ての資料は、とくしまぐらし応援課長（但し令和6年4月1日以降は労働雇用政策課移住交流室長）の了解を得ないで公表、又は使用してはならない。